



令和2年(2020年)

6月22日号No.1177

ホームページ

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/>

Eメール

ofunato@city.ofunato.iwate.jp

編集・発行／大船渡市企画政策部秘書広報課(〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地 ☎0192⑦3111 FAX0192⑥4477)

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート



レジ袋削減にご協力下さい

プラスチックの利用法 を見直しましょう

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、7月1日より、全国でプラスチック製買い物袋、いわゆるレジ袋が有料化されることとなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本来に必要なかを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

有料化の対象 となる買い物袋

有料化の対象となるのは、購入した商品の持ち運びに用いる「持ち手のついたプラスチック製買い物袋」です。

ただし、紙袋や布の袋、持ち手のない袋のほか、環境性能が認められ、その旨の表示のある次の3点のプラスチック製の袋は対象外です。

- ① プラスチックのフィルムもの厚さが50マイクロメートル以上のもの
- ② 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
- ③ バイオマス素材の配合率が25%以上のもの



【本制度の対象外】

【本制度の対象】

対象となる事業者

プラスチック製買い物袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象となります。主な業種が小売業ではない事業者(製造業やサービス業であっても、事業の一部として小売業を行っている場合は有料化の対象となります)。

エコバッグを持って
街に出よう。



レジ袋削減にご協力ください

レジ袋有料化に関する問い合わせ先

消費者向け

0570-080180

事業者向け

0570-000930



制度概要は
経済産業省
ホームページへ